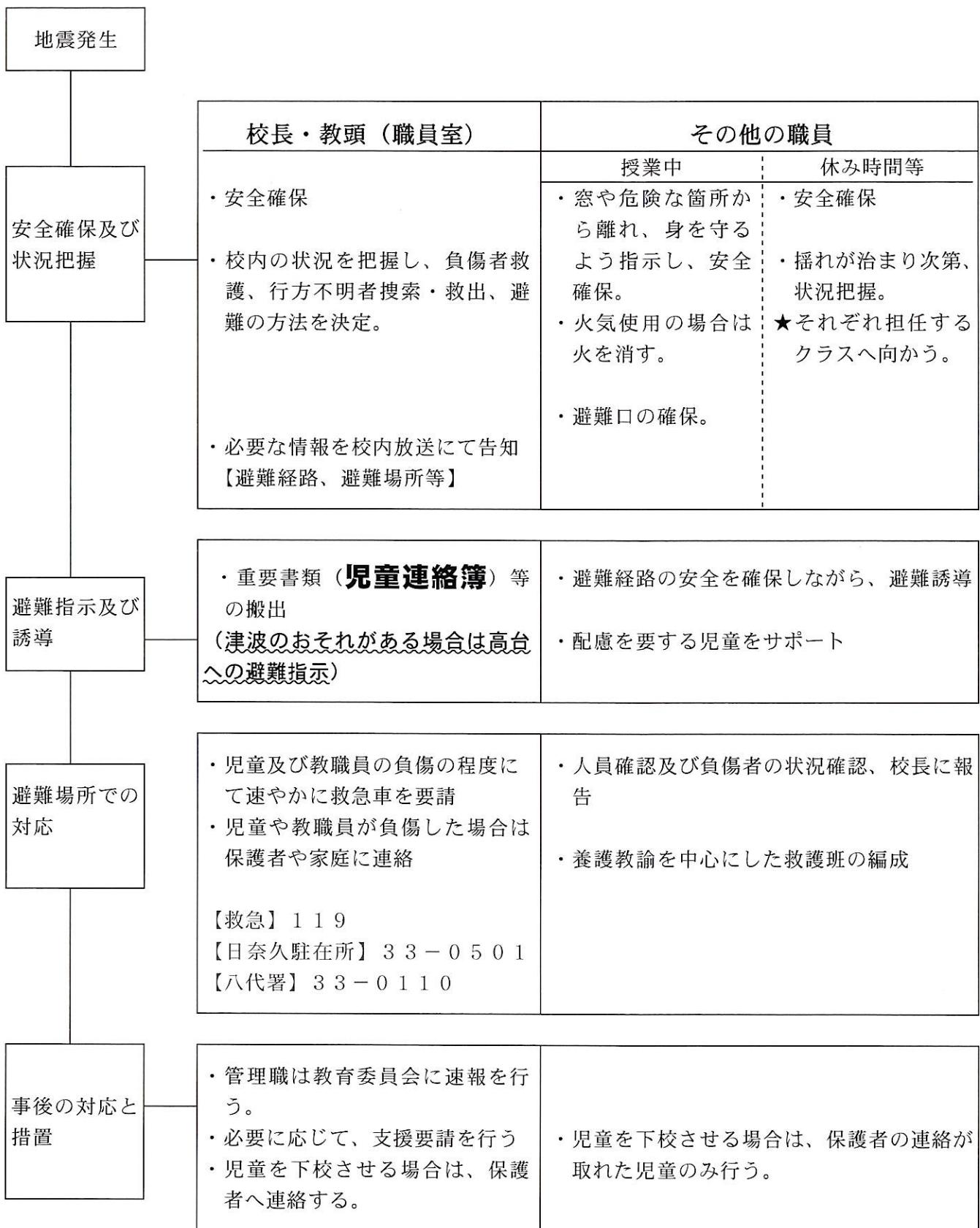


地震並びに津波の対応



児童引き渡し

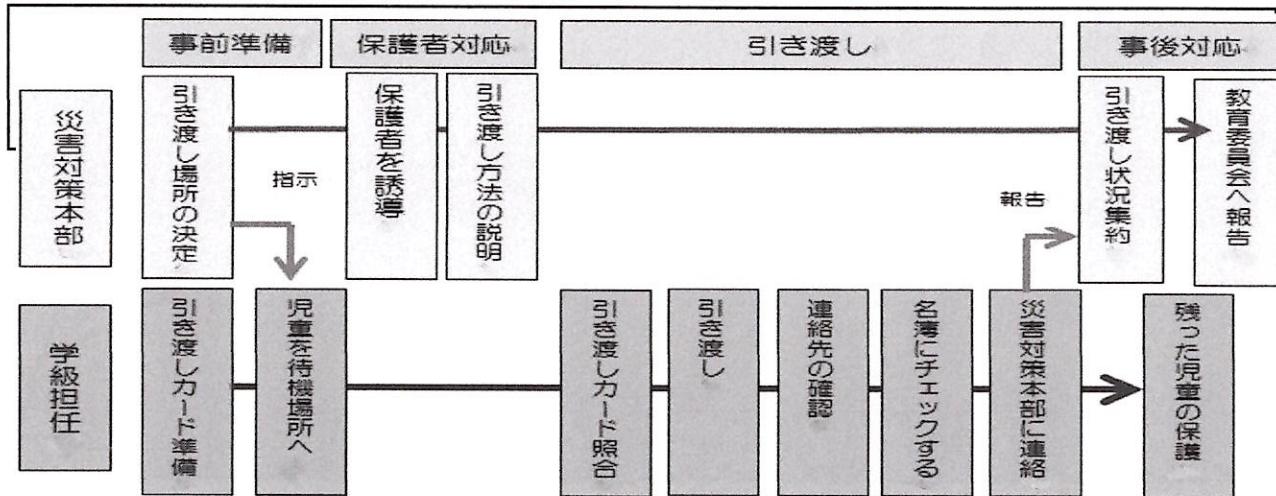
(1) 引き渡し判断基準

①地震・津波の場合

震度5弱以上	保護者が引き取りに来るまで学校に待機させる。この場合、時間がかかっても保護者が引き取りに来るまでは、児童を学校で保護しておく。	大津波警報 津波警報	保護者への引き渡しをしない。 警報が解除され、安全が確認された後に引き渡す。
震度4以下	原則として下校させる。交通機関に混乱が生じて、保護者が帰宅困難になることが予想される場合、事前に保護者から届け出がある児童については学校で待機させ、保護者の引き取りを待つ。	津波注意報	津波の到達予測時間等を考慮して引き渡しを判断する。 左表の学校を含む地域の震度に基づいて判断する。

②その他、大雨・台風等安全な下校ができないと、校長が判断した場合。

(2) 引き渡し手順



(3) 引き渡しまでの留意点

児童が引き取られるまで、図書室またはプレイルームに座らせ、落ち着かせる。必ず教職員が一人は側につき、児童生徒等に安心感を与える。

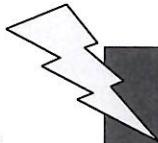
引き取り者がくるまで、学校で預かる。電話が回復すれば勤務先又は緊急連絡先に電話する。

安否確認の内容と対応方法

安否確認の内容
<input type="checkbox"/> 児童及び家族の安否・けがの有無
<input type="checkbox"/> 被災状況
・児童の様子
・困っていることや不足している物資
<input type="checkbox"/> 居場所（避難先）
<input type="checkbox"/> 今後の連絡先・連絡方法
<input type="checkbox"/> 安否確認できていない児童の情報

- ・担任が電話連絡を試みる。
- ・電話連絡ができない場合、勤務時間内は各担当地区を巡回して確かめる。勤務時間外は、本部長または副本部長が、コミュニティーセンター職員、自治会と協力して安否確認を行う。
- ・勤務時間外に発災した場合、担任は、学校到着後、速やかに安否確認を行う。

安否確認		
児童の在宅時		登下校時
電話・電子メール 使用可能な場合	電話・電子メール 使用不能な場合	通学園路をたどって
電子メール 電話連絡 HPで学校への連絡を呼びかける。	家庭訪問 避難所訪問	



地震発生

教職員

安
全
確
保

- 落下物、転倒物、ガラスなどの飛散から身を守らせる。
- 地形や周囲の状況を判断して、安全確保を指示する。
- 震源地、震度、津波等に関する最新情報の収集に努める。
- 班別行動中の場合は、安否確認と保護活動を行う。
※津波被害が心配される沿岸部では、ラジオや防災行政無線などで情報を収集し、避難・待機等を判断する。
- ※強い揺れや長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、津波警報などの発表を待たずに高台などに避難させる。
- 手当てが必要な負傷者に対しては応急手当てを行う。

児童

- 「落ちてこない、倒れてこない、移動してこない」場所に避難する。
- 頭部を保護し、安全な場所で姿勢を低くする。
- 交通機関（公共交通機関も含む）を利用している場合は、乗務員の指示、放送などによる指示、誘導に従う。

教職員

避
難
誘
導

- 安全な避難場所を判断し、児童の避難を誘導する。
- 避難後、状況を学校に連絡する。（携帯電話・メール）

児童

- 教職員の指示に従い、迅速に行動する。
- 教職員が近くにいない場合には、安全な場所に急いで避難する。

教職員

安
否
確
認

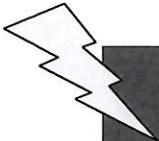
- 活動場所や避難場所を周り、所在、安否を確認する。
- 児童の安否確認を最優先に行う。

教職員

事
後
の
対
応
措
置

- 教職員は、被害状況、児童・教職員の安否状況などを学校に連絡しながら対応する。（復路の状況把握指示、帰校方法、帰校時刻の指示）
- 安否確認後、活動状況の可否を判断し、児童に伝える。
- 今後の対応について、必要に応じて保護者に連絡を行う。
- 対応措置について、市教育委員会に報告する。（協議する）

在宅時の対応行動



地震発生

教職員

本部設置
災害対策

学校の動員体制に基づき、配置につく。

本部長・教職員

○本部長の指示により、各業務にあたる。

※自らが被災し、家族、家屋が被災するなどの状況では、配置に時間がかかることがあります、自らの安全を確保した上で業務にあたる。

○必要に応じて避難住民の対応にあたる。

教職員

安否確認

○教職員の安否を確認する。

○児童の安否を確認する（電話連絡、緊急連絡網、一斉配信メール）。

○クラス毎に人員と安否を確認し、本部に報告する。

担任 → 教頭 → 校長

児童

○必要に応じて、学校に連絡する。（親戚宅等へ避難している場合や怪我をしたりした等）。

被害状況の確認

教職員

○応急復旧班は、施設、通学路等の被害状況を確認し、本部に報告する。

○危険箇所があった場合は、応急措置や立入禁止措置を行う（張り紙、ロープ等）。

○小学校が危険な場合は、コミュニティーセンター、中学校に誘導する。

事後の対応措置

本部長

○対応措置について、市教育委員会に報告する（協議する）。

教職員

○教頭と担任は、今後の対応等について保護者へ連絡をする（一斉メール配信、電話）。

電話、メールが使用できない場合は、コミュニティーセンターを通じ、防災無線で放送する。

職員動員体制

(1) 第1配置

配置発令基準	本部長が当該配置を指示した時 震度5弱若しくは震度5強の地震が発生した場合又は津波警報が発表された場合					
本部設置	○災害対策本部設置					
本 部 長（校長）	副本部長（教頭）		職員			
勤務時間内	勤務時間外	勤務時間内	勤務時間外	勤務時間内	勤務時間外	
・直ちに配置 につく	・直ちに学校で の配置につ く	・直ちに配置 につく	・直ちに学校で の配置につく	・全職員が直ち に配置につく	・防災担当は情報 収集に努めつ つ学校での配 置につく	

(1) 第2配置

配置発令基準	本部長が当該配置を指示した時 震度6弱以上の地震が発生した場合又は大津波警報が発表された場合					
本部設置	○災害対策本部設置					
本 部 長（校長）	副本部長（教頭）		職員			
勤務時間内	勤務時間外	勤務時間内	勤務時間外	勤務時間内	勤務時間外	
・直ちに配置 につく	・直ちに学校 での配置 につく	・直ちに配置 につく	・直ちに学校で の配置につく	・全職員が直ち に配置につく	・全職員が情報収 集に努めつつ 学校での配置 につく	

※自らが被災し、家族や家屋が被災するなどの状況では、自らの安全を確保した上で業務にあたる。

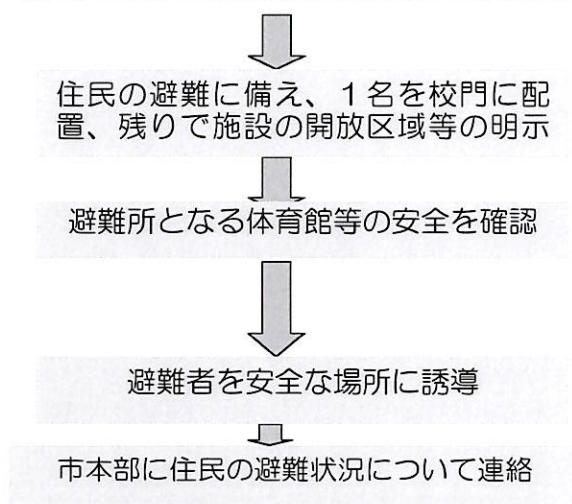
(1) 教職員の避難所協力

	災害状況	避難所としての機能	協力内容
救命避難期	(直後～) 地震・津波発生 ライフラインの途絶 地域社会の混乱 継続する余震 等	地震発生 地域住民等の学校への避難	・施設設備の安全点検 ・開放区域の明示 ・駐車場を含む誘導 等
生命確保期	(数分後～) 消防・警察・自衛隊等の救助開始 救援物資等	避難所開設 避難所の管理・運営	市職員の配置 ・名簿作成 ・関係機関への情報伝達と収集 ・水や食料等の確保 ・備蓄品管理と仕分け、配布等 ・衛生環境整備
生活確保期	(数日後～) 応急危険度判定士による安全点検 (必要に応じ、学校から担当部局への要請)	自治組織の立ち上がり 自治組織の確立	・自治組織への協力 ・ボランティア等との調整 ・要援護者への協力 等
学校機能再開期	(数週間後～) 仮設住宅等への入居等	避難所機能と学校機能の同居 避難所機能の解消と学校機能の正常化	・学校機能再開のための準備
		日常生活の回復	

二見小学校避難所自治組織

- 自治会長・・・ボランティアの統括、外部支援団体との連携等
- 市職員・・・自治組織の要望を市に伝える。避難所名簿の作成等
- 学校・・・施設使用等に関する要望への対応等
- 派遣職員・・・支援物資の管理や帳簿作成等
- 医療チーム・・・避難所での応急手当や衛生管理等

(2) 発災初期段階の学校の避難所協力マニュアル 地震発生



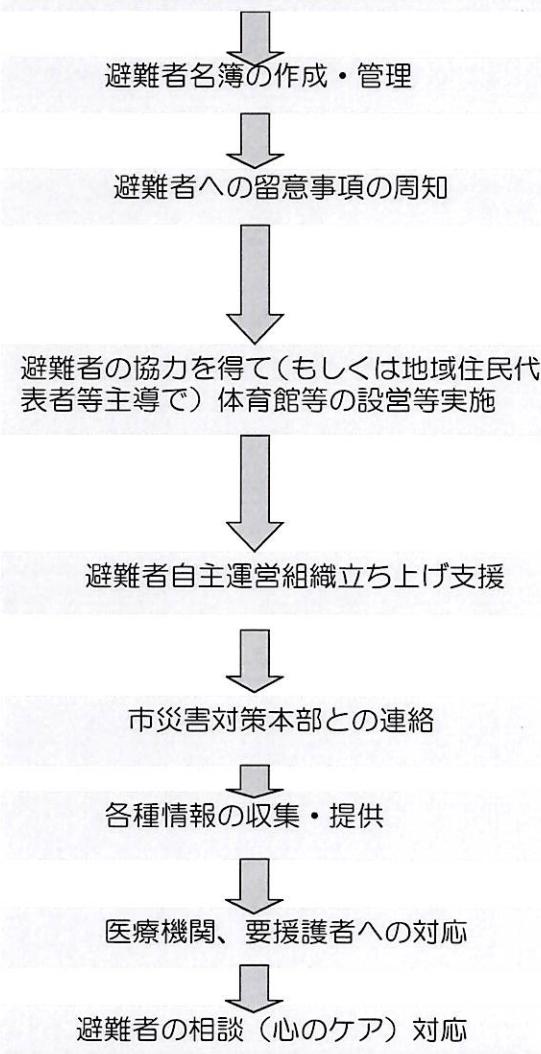
配慮事項等

- 校舎開放については、校長が判断を行う。校長不在時は教頭、防災担当が判断を行う。
- 校庭に児童を避難させた場合、避難者との動線が交差しないように誘導する。
- 駐車禁止場所を明示する。

- 校長室、事務室、職員室を非施設開放区域とする。
- 妊婦・障がい者、高齢者等災害弱者・要支援者については、低学年教室に誘導する。
- ペットを連れた避難者をひまわり広場に誘導。
- 低学年棟、高学年教室棟1階を開放区域とする。
- 高学年棟2階は、保育、交流区域とする。
- 高学年棟3階は、教室区域とする。

避難所協力班の設置

避難所協力活動



- 避難所運営に当たる市職員と学校職員、自治会等からなる避難所運営協力班を組織する。

- 避難者の把握と外部からの問い合わせに対応するため、名簿を作成する。

- 生活のルール(起床、就寝、水や食料の分配方法、飲酒、喫煙等)や自主的に避難所を運営すること等を避難者に周知する。

- 体育館等の設営、トイレ用水の確保、トイレ掃除救援物資の受け入れ、配給等、避難所の設営・運営に必要な準備について、避難者による自主的な行動を促す。また、児童生徒等についても可能な範囲で役割を担うように配慮する。

- 避難者の中から運営本部長、各役員を選出し、運営にあたるように助言する。

- 災害に関する情報、避難所に関する情報を避難者に伝える。(情報掲示板、放送)

- ※車中泊の避難者にも情報が伝わるよう配慮する。
- マスコミ対応に係る方針を関係者間で確認し徹底する。

- よく話を聞き、できることとできないことを明確にする。

心のケア

※地震・津波の場合のマニュアルを応用

A：震災から学校再開まで

安否確認・健康状態の把握と組織体制の確立

管理職	<ul style="list-style-type: none">□児童の安否確認、被災状況、心身の健康状態を把握するよう指示□臨時の学校環境衛生検査の実施について検討□教職員間での情報共有□心のケアに向けた組織体制・役割分担の確認□心のケアの対応方針の決定と共通理解・全体計画の作成□地域関係機関等との協力体制の確立□保護者との連携・健康観察強化依頼□緊急支援チームの受け入れ□報道関係機関への対応★障がいや慢性疾患のある児童への対応
養護教諭	<ul style="list-style-type: none">□安否確認と心身の健康状態の把握<ul style="list-style-type: none">・家庭訪問、避難所訪問・健康観察の強化・担任との連携等□保健室の状況確認と整備□管理職やカウンセラーとの連携□学校医、学校薬剤師との連携□心のケアに関する啓発資料の準備（くまもと心の自己回復プログラム等）★障がいや慢性疾患のある児童への対応
学級担任等	<ul style="list-style-type: none">□安否確認と心身の健康状態の把握□家庭訪問、避難所訪問<ul style="list-style-type: none">・児童の家庭の被災状況確認□学校再開へ向けての準備<ul style="list-style-type: none">・学校内の被災状況、衛生状況の調査□養護教諭との連携★障がいや慢性疾患のある児童への対応

B：学校再開から1週間

心身の健康状態の把握と支援活動

管理職	<ul style="list-style-type: none">□児童の心身の健康状態の把握と支援活動の指示<ul style="list-style-type: none">・健康観察の徹底・質問紙調査等・家庭での様子調査・相談希望調査・臨時健康診断の検討・個別面談・教職員間での情報共有・医療機関等との連携□保護者への啓発活動実施の指示<ul style="list-style-type: none">・健康観察の強化・啓発資料配付□心のケアに関する講話の実施□安全・安心の確保への対応<ul style="list-style-type: none">・被害の拡大、二次被害の防止□教職員の心のケアに向けた校内組織体制づくり★障がいや慢性疾患のある児童への対応
養護教諭	<ul style="list-style-type: none">□心身の健康状態の把握<ul style="list-style-type: none">・健康観察強化・担任等との連携・心のケア質問紙調査、相談希望調査 等□保健だより等の啓発資料配付□管理職やカウンセラーとの連携□心のケアに関する保健指導の実施□健康相談の実施□専門機関との連携□感染症予防対策★障がいや慢性疾患のある児童への対応
学級担任等	<ul style="list-style-type: none">□心身の健康状態の把握<ul style="list-style-type: none">・健康観察の徹底・心のケア質問紙調査、相談希望調査□教職員間での情報共有□保護者との連携<ul style="list-style-type: none">・啓発資料の配付、健康観察強化依頼、個別指導□養護教諭との連携★障がいや慢性疾患のある児童への対応

学校医とカウンセラー等

- 災害概要把握と学校内の対応状況確認
- 児童メンタルヘルスをめぐる緊急事態への見立てを行う
- 教職員へのコンサルテーションを行う
- 児童や保護者への個別面談準備
- 養護教諭と協力し、心のケアの資料準備
- 関係機関との連携に関するつなぎ役

- 〈児童生徒等や保護者に対して〉
 - 児童や保護者への個別面談
 - 必要に応じた地域の専門機関への紹介
- 〈教職員に対して〉
 - 児童対応の助言やストレス対応研修
 - 校内関係委員会に参加し、共通理解を図る
 - 個別支援

総
糸
支
援

(2) 危機発生時における健康観察のポイント

子どもに現れやすいストレス症状の健康観察のポイント	
体の健康状態	心の健康状態
<input type="checkbox"/> 食欲の異常（拒食・過食）はないか <input type="checkbox"/> 睡眠はとれているか <input type="checkbox"/> 吐き気・嘔吐が続いているないか <input type="checkbox"/> 下痢・便秘が続いているないか <input type="checkbox"/> 頭痛が持続しているないか <input type="checkbox"/> 尿の回数が異常に増えているないか <input type="checkbox"/> 体がだるくないか	<input type="checkbox"/> 心理的退行現象（幼児返り）が現れていないか <input type="checkbox"/> 落ち着きのなさ（多弁・多動）はないか <input type="checkbox"/> イライラ、ピクピクしていないか <input type="checkbox"/> 攻撃的、乱暴になっていないか <input type="checkbox"/> 元気がなく、ぼんやりしていないか <input type="checkbox"/> 孤立や閉じこもりはないか <input type="checkbox"/> 無表情になっていないか



参考「学校における子供の心のケア」

(平成26年3月 文部科学省)

(熊本県教育委員会)

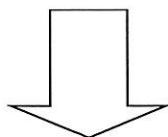
雷への対応

〈積乱雲の発見〉

安全確保	校長・教頭（職員室）	その他の職員
	<ul style="list-style-type: none">・安全確保・情報収集・必要な情報を校内放送にて告知 (屋内への避難の呼びかけ等) <p>積乱雲が近づくサイン</p> <ul style="list-style-type: none">・真っ黒い雲が近づいてきた・雷の音が聞こえてきた・急に冷たい風が吹いてきた	<ul style="list-style-type: none">・状況確認・安全確保・屋外活動を中断し、速やかに屋内に避難する。

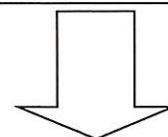
〈雷鳴が近くで聞こえたときの留意点〉

- ・登下校時に発生した場合には、近くの安全な場所に避難し、無理に屋外に移動しないようとする。
- ・鉄筋コンクリートの建物に避難する。
- ・木造建築の場合には、全ての電気機器、天井・壁から 1 m以上離れる。



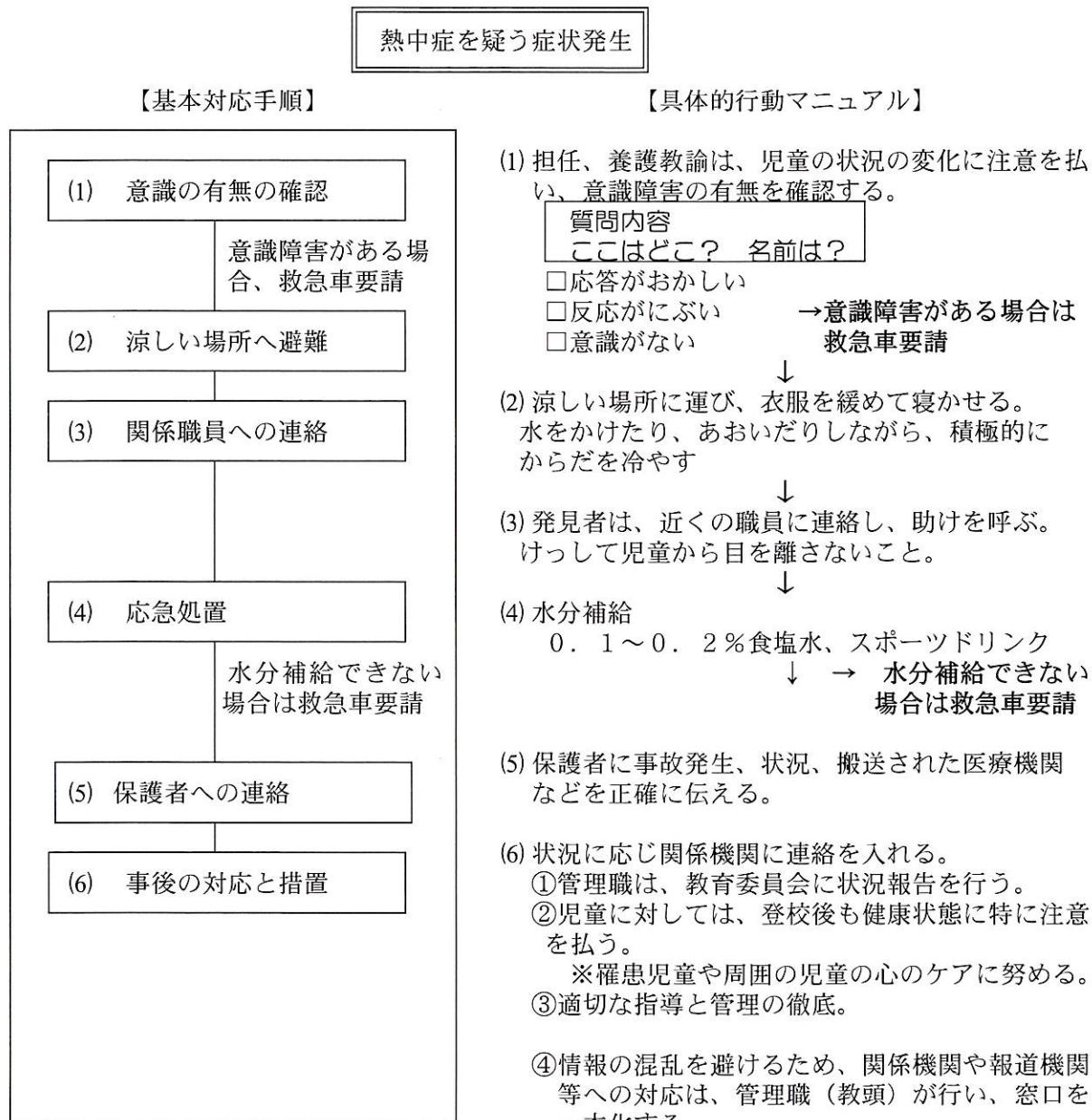
〈安全な空間に避難できない場合〉

- ・低い場所を探してしゃがむなど、できるだけ姿勢を低くするとともに、地面との接地面をできる限り少なくする。
- ・電柱、煙突、鉄塔、建築物などの高い物体のてっぺんを 45 度以上の角度で見上げる範囲で、その物体から 4 m以上離れたところに退避する。
- ・高い木の近くは危険なので、最低でも木の全ての幹、枝、葉から 2 m以上は離れる。



〈雷の活動が止み、20分経過後〉 安全な場所へ避難する

熱中症への対応

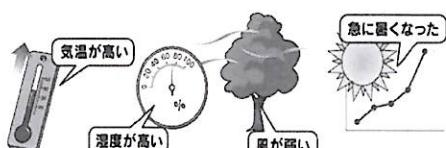


□熱中症予防のために

熱中症が起こりやすい条件 環境条件を把握し、それに応じた運動、水分補給を行う

<環境> WBGTの指標で評価

- ・気温が高い・かぜが弱い・湿度が高い
- ・日差しが強い・閉め切った室内
- ・エアコンのない部屋
- ・急に暑くなった日



<主体>

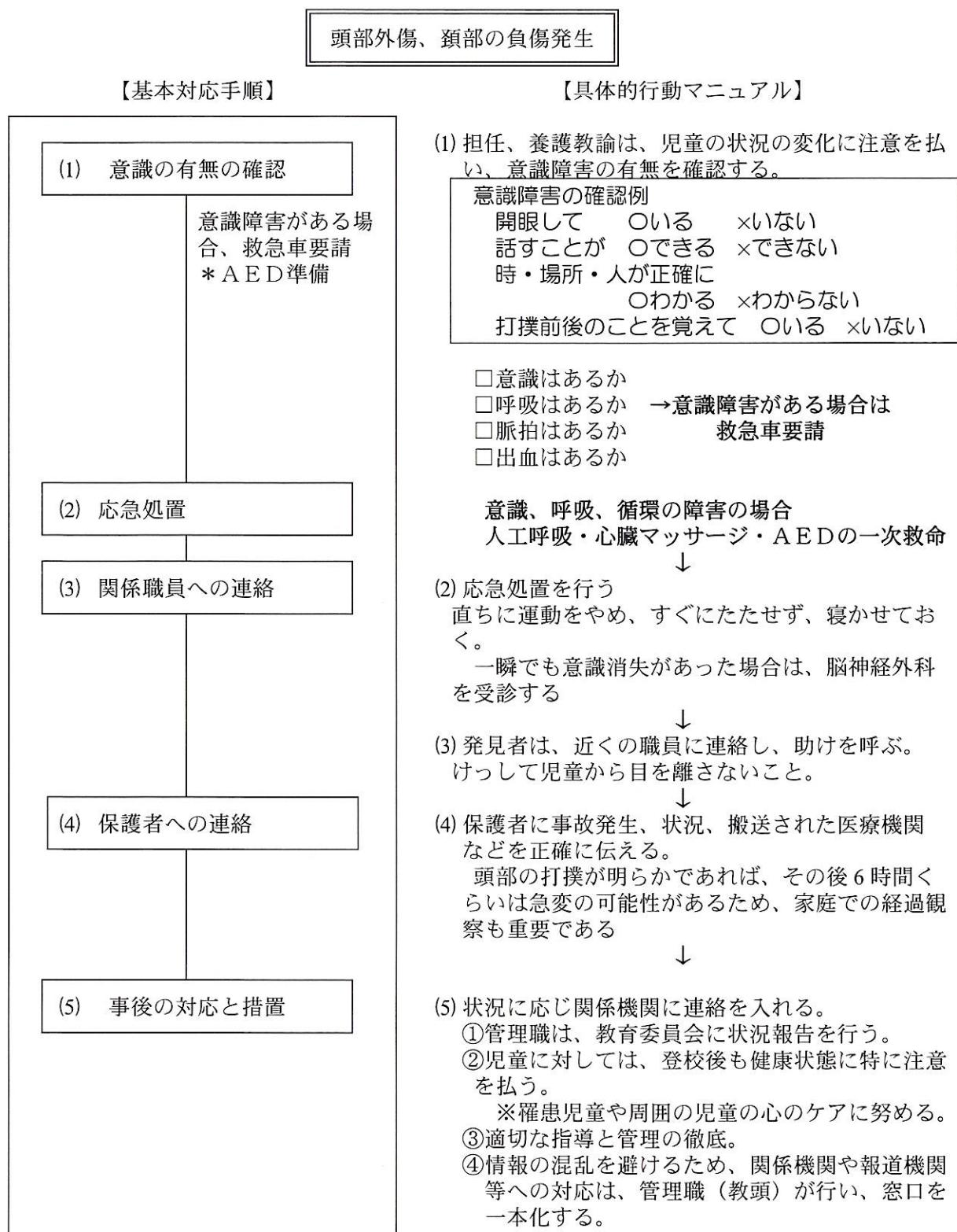
- ・肥満傾向の人・体力の低い人
- ・暑さに慣れていない人・体調の悪い人

<運動>

- ・運動の強度、内容、継続時間に注意
 ランニング、ダッシュの繰り返しは注意！
- ・水分の取り方
- ・休憩の取り方

- ・暑さに徐々に慣らす・個人の条件を考慮
- ・具合が悪くなったときは早めに運動中止

頭部外傷、頸部の負傷に対する対応



- * 意識状態を見極めて対応することが重要である
- * 頭部を打っていないからといって安心はできない。
意識が回復したといって安心はできない。
- * 頸髄・頸椎損傷が疑われた場合は動かさないで速やかに救急車を要請する。
- * 練習、試合への復帰は慎重に。